

# 山口駅周辺地区バリアフリー基本構想

誰もが安全に安心して快適に暮らし、互いに支えあうまち

〔概要版〕

平成28年10月

山 口 市

# 山口駅周辺地区バリアフリー基本構想〔概要版〕

## 目 次

<b>1. 山口市のバリアフリー基本構想について</b>	<b>1</b>
------------------------------	----------

<b>2. 重点整備地区の選定</b>	<b>1</b>
---------------------	----------

<b>3. 重点整備地区及び生活関連施設・経路の設定</b>	<b>2</b>
--------------------------------	----------

3-1. 重点整備地区の区域設定 .....	2
------------------------	---

3-2. 生活関連施設の選定 .....	2
----------------------	---

3-3. 生活関連経路の選定 .....	2
----------------------	---

<b>4. 山口駅周辺地区のバリアフリー化の基本方針</b>	<b>4</b>
--------------------------------	----------

<b>5. バリアフリー化事業の検討</b>	<b>4</b>
------------------------	----------

5-1. バリアフリー化事業の枠組み.....	4
-------------------------	---

5-2. バリアフリー化事業の内容 .....	5
-------------------------	---

<b>6. バリアフリーの実現に向けて</b>	<b>6</b>
-------------------------	----------

6-1. 心のバリアフリーの推進 .....	6
------------------------	---

6-2. 今後の取組みと推進体制 .....	7
------------------------	---

# 1

## 山口市のバリアフリー基本構想について

- 山口市では、平成21年6月に「山口市バリアフリー基本構想」を策定し、市全体でのバリアフリー化の実現に向けた基本的な考え方を示す「全体構想」と、バリアフリー化の優先度が最も高いと判断された新山口駅周辺地区を対象とする「新山口駅周辺地区バリアフリー基本構想（重点整備地区別構想）」を定めました。
- その後、平成22年1月に旧阿東町を編入合併し市域が拡大したことに加え、平成25年12月には交通政策基本法が公布・施行、平成27年2月に交通政策基本計画が閣議決定されるなど、「山口市バリアフリー基本構想」の策定時から状況が変わりつつあります。
- また、新山口駅周辺については、平成21年6月に策定した基本構想（重点整備地区別構想）に基づいてバリアフリー化事業を進めており、基本構想で定めた特定事業（50事業）のうち47事業に着手（着手率94%）、46事業が実施済み（実施率92%）の状況（平成28年3月末時点）にあり、事業に一定の目途が付きつつあります。
- このたび、このような状況を受けて、「全体構想」を改訂すると同時に、新たな重点整備地区として、新山口駅周辺地区に次いでバリアフリー化の優先度の高い山口駅周辺を対象として「山口駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定しました。

# 2

## 重点整備地区の選定

- 重点整備地区とは、重点的かつ一体的なバリアフリー化を図ることが望ましい地区です。
- この度、次の理由により、新山口駅周辺地区に次ぐ新たな重点整備地区として、山口駅周辺地区を選定しました。

### 【山口駅周辺地区を重点整備地区に選定した理由】

- 「山口市バリアフリー基本構想」策定後の平成23年に、「移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部改正」により、利用者数3,000人以上/日の鉄道駅については、原則100%のバリアフリー化が目標（平成32年度末）として定められました。
  - ・山口駅の1日平均利用者数：3,170人/日（平成26年度）
- 山口駅周辺は山口都市拠点として、市民生活や都市的交流、経済活動を広域的に支える、小郡地区と並ぶ都市拠点（核）としての位置付けが明確となりました。また、「山口市中心市街地活性化基本計画」では実行計画としての位置付けとなる第2期基本計画が策定され事業を推進中です。
- 山口駅周辺は県都で、かつ市の中心地であり、主要な公共公益施設のほか、商業施設、医療・福祉施設等が数多く立地し、都市機能が集積しています。
- 平成21年6月に策定した「山口市バリアフリー基本構想」では、新山口駅周辺地区に次ぐ候補地区として、山口駅周辺地区が位置づけられています。

# 3

## 重点整備地区及び生活関連施設・経路の設定

### 3-1. 重点整備地区の区域設定

- 山口駅周辺地区における重点整備地区の区域は、次の考え方に基づき、設定します。

#### 【重点整備地区の区域設定の考え方】

- ① 徒歩の起点となる山口駅を中心に、徒歩圏と考えられる概ね1 kmの範囲を基本とします。
- ② 高齢者、障がい者を含む多くの人々が利用する生活関連施設を含む区域とします。
- ③ 区域の境界は、町丁目界、道路・河川・鉄道等の施設、都市計画道路等により、明確に定めます。

### 3-2. 生活関連施設の選定

- 山口駅周辺地区においては、生活関連施設の候補が多数存在するため、特にバリアフリー化が望まれる施設として、生活関連施設を下記の考え方に基づき設定します。

#### 【生活関連施設の選定の考え方】

- ① 山口駅から徒歩圏（概ね1 kmの範囲）にある施設
- ② 高齢者、障がい者を含む不特定多数の人が利用する施設で選定基準※を満たす施設
- ③ その他、市民アンケート等の結果により、バリアフリー化の必要性が高いと判断される施設

#### ※選定基準の設定

バリアフリー新法において、新築・改築時や設置の際に移動円滑化の基準適合義務の対象となる建築物や駐車場を選定します。ただし、高齢者や障がい者を含む不特定多数の人の利用が想定される施設として、官公庁施設及び病院、拠点となる福祉施設については、規模に関わらず全ての施設を選定します。

### 3-3. 生活関連経路の選定

- 本構想では、生活関連施設間を結ぶ主要な経路を「生活関連経路」として位置づけ、優先的にバリアフリー化を進めます。
- また、地区内の移動の連続性や回遊性を高め、中心市街地の魅力向上を図るため、「生活関連経路」以外でバリアフリー化が望まれる経路を「準生活関連経路」として位置づけ、可能な限りでのバリアフリー化を進めます。

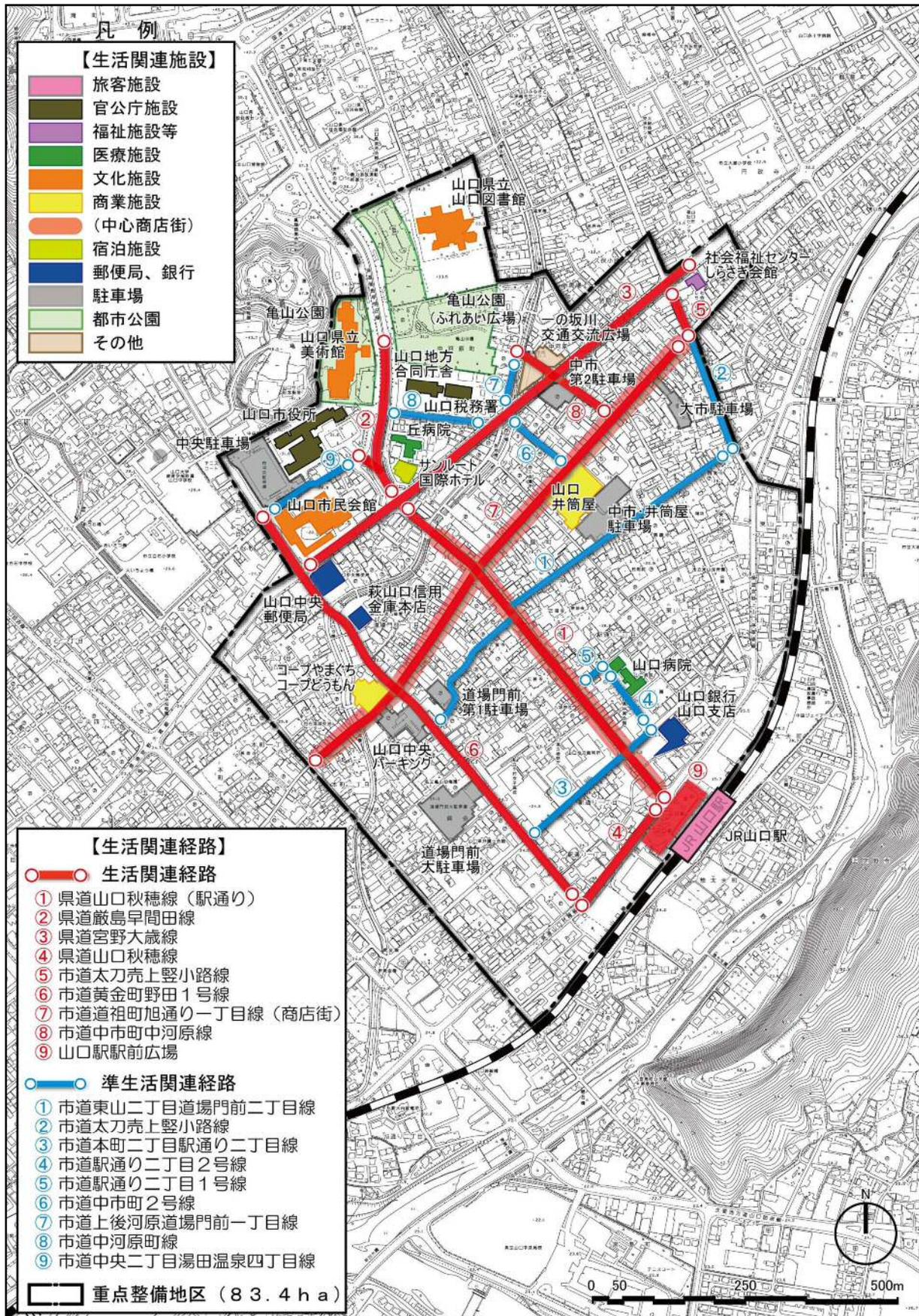
#### 【生活関連経路等の選定の考え方】

##### 【生活関連経路】

- 生活関連施設間を結ぶ主要な経路で、早期（平成32年度末まで）にバリアフリー整備に着手することを目標とする経路を、生活関連経路として設定します。

##### 【準生活関連経路】

- 生活関連施設間を結ぶ経路で、生活関連経路を補完し、地区内の移動の連続性や回遊性を高め、中心市街地の魅力向上に資する経路を準生活関連経路として設定し、可能な限りでバリアフリー整備を進めます。



▲ 重点整備地区の区域、生活関連施設・経路の設定

## 4

# 山口駅周辺地区のバリアフリー化の基本方針

- 市全体のバリアフリー化の基本方針を受けつつ、山口駅周辺地区について、その位置づけや特性並びにバリアフリーに関する課題を踏まえて、バリアフリー化の基本方針を以下のように設定します。

### ① 山口駅を中心とした一体的なバリアフリー化の推進

- 山口駅周辺の安全・安心な歩行者ネットワークの形成を目指し、山口駅を中心とした一体的なバリアフリー化を推進します。

### ② 駅通り及び商店街アーケードを軸として、中心市街地のにぎわいづくりに貢献するバリアフリーの回遊空間づくりの推進

- 駅通り及び商店街アーケードを軸とした歩行者ネットワークの形成を進め、中心市街地のにぎわいづくりに貢献するバリアフリーの回遊空間づくりを推進します。

### ③ 多様な人々の協働による心のバリアフリーの推進

- 段差解消等のハード的な対策のみではなく、多様な人々の協働により、ソフト的な対策である心のバリアフリーを推進します。

## 5

# バリアフリー化事業の検討

### 5-1. バリアフリー化事業の枠組み

#### 1) バリアフリー化を実現するための事業の考え方

- バリアフリー化を実現するために行う事業については、これまでの調査結果等を踏まえるとともに、各施設設置管理者と協議の上で設定します。
- 事業の種類としては、バリアフリー新法に定義される各施設のバリアフリー化の整備等を行う「特定事業」及び「その他の事業」があり、「特定事業」は「公共交通特定事業」、「道路特定事業」、「路外駐車場特定事業」、「都市公園特定事業」、「建築物特定事業」、「交通安全特定事業」に分類されています。
- 一方で、バリアフリーに関する課題に対して、ソフト面で継続的に対応を図るべきものや早期対策が困難などの理由により、将来的に実施を検討していくべきものについては「関連事業」として定義し、今後、重点整備地区内の事業については、これら3つに整理していくこととします。

## 2) 特定事業の目標年

- ・バリアフリー化の実現については、国の基本方針において、平成32年度を目標として示されていますが、本基本構想策定後の期間が短いことや、大規模な改修などで目標年までの整備が困難と考えられる事業があることから、平成32年度以降も継続的に取り組んでいくものとします。
- ・このため、「特定事業」については短期（基本構想策定後概ね3年以内に着手）と中長期（基本構想策定後概ね5年以内の着手を目標とする）に区分し、それぞれ国、県、市、公共交通事業者をはじめとする関係機関と市民との協働により取り組んでいくものとします。
- ・また、「その他の事業」及び「関連事業」については、各施設の状況等に応じて、実施または検討していくものとします。

## 5-2. バリアフリー化事業の内容

### 1) 公共交通のバリアフリー化に関する事業

#### ① 鉄道（西日本旅客鉄道株式会社）

〔方針〕 高齢者・障がい者等が利用しやすい駅舎や車両等のバリアフリー化とともにソフト施策の推進に努めます。

#### ② バス（中国ジェイアールバス株式会社、防長交通株式会社、山口市コミュニティバス）

〔方針〕 高齢者・障がい者等が利用しやすい施設整備や車両の導入及びソフト施策の推進に努めます。

#### ③ タクシー（山口地区タクシー協会）

〔方針〕 高齢者・障がい者等が利用しやすい車両の導入及びソフト施策の推進に努めます。

### 2) 道路のバリアフリー化に関する事業（山口県、山口市）

#### ① 生活関連経路に関するバリアフリー化の内容

〔方針〕 当地区のバリアフリーの回遊空間づくりの軸となる県道山口秋穂線（駅通り）及び市道道祖町旭通り一丁目線（商店街アーケード）をはじめ、主要な経路として指定した生活関連経路については、可能な範囲での「道路移動等円滑化基準」に適合したバリアフリー化を実施します。

#### ② 準生活関連経路に関するバリアフリー化の内容

〔方針〕 主要な経路を補完する準生活関連経路については、可能な範囲でのバリアフリー化を検討・推進します。

#### ③ 立体横断施設に関するバリアフリー化の内容

〔方針〕 重点整備地区内の3箇所の立体横断施設については、存廃を含めて今後のあり方を検討したうえで、可能な範囲でのバリアフリー化を目標とします。

### 3) 都市公園のバリアフリー化に関する事業（山口市）

〔方針〕 主要な生活関連施設として、亀山公園（ふれあい広場）について、「都市公園移動等円滑化基準」に適合したバリアフリー化を実施します。

### 4) 建築物のバリアフリー化に関する事業（各施設設置管理者）

〔方針〕 対象の施設については、建築年次が古く、部分的な改修では解決しないバリアが多くあることから、軽微なものについては順次バリアフリー化を実施し、それ以外については大規模改修時等にバリアフリー化を実施することを基本とします。

### 5) 駐車場のバリアフリー化に関する事業（各施設設置管理者）

〔方針〕 重点整備地区内の駐車場については、可能な範囲でのバリアフリー化を検討・推進します。

### 6) 交通安全のバリアフリー化に関する事業（山口県公安委員会）

〔方針〕 道路整備等と連携を図りつつ、高齢者・障がい者等の移動に配慮した安全対策を推進します。

### 7) その他重点整備地区のバリアフリー化に関する事業

〔方針〕 山口駅の駅前広場については、高齢者・障がい者等の利用に配慮した施設整備の検討を進めます。また、ソフト施策として、市民、事業者等のバリアフリーに対する理解を促すとともに、市職員のバリアフリーに対する理解向上を図ります。

## 6 バリアフリーの実現に向けて

### 6-1. 心のバリアフリーの推進

バリアフリー化事業では、主として移動経路や主要な施設での段差の解消やバリアフリー設備の設置などハード面での事業について示しています。しかし、これらの物理的な障害が排除されても、利用者のマナーやモラルが守られなければ本質的なバリアフリー化ができたとは言えません。

このため、助け合う意識の向上や高齢者、障がい者等への理解促進など、啓発活動や教育等を通じて行政や事業者はもとより、広く市民とともに、心のバリアフリーを推進していくものとしします。

## ■ 心のバリアフリーに関する主な取組み

### 高齢者・障がい者に対する理解の促進

- ・バリアフリー教室やアイマスク及び高齢者疑似体験等による体験学習の実施
- ・ボランティア活動等を通しての助け合いの心の醸成
- ・学校教育の一環としての福祉教育の機会の提供
- ・行政機関や関係事業者等における職員の教育・訓練の実施促進

など

### 高齢者・障がい者への支援

- ・手話通訳者、介助者等の派遣
- ・ボランティア養成講座の開催
- ・行政機関等における「障害者差別解消法」に基づく対応

など

### 啓発活動の実施

- ・イベント、HP、小冊子等を活用したマナーの向上に向けたPR

など

## 6-2. 今後の取組みと推進体制

### 1) バリアフリー化の推進の考え方

#### ① 山口市におけるバリアフリー化の推進の考え方

山口市では基本理念として定めた「誰もが安全に安心して快適に暮らし、互いに支えあうまち」の実現を図るため、啓発活動、教育活動等による市民への周知や理解を図りつつ事業者との連携を図りながら市民、事業者、行政の協働によるバリアフリー化の推進を図ります。

この基本構想では、山口駅周辺を中心とする重点整備地区のバリアフリー化に関する事業について定めていますが、重点整備地区以外の既存の施設や今後計画される施設に関しても、バリアフリー化の必要性について認識を持ち、順次バリアフリー化の推進を図ることにより、最終的には市内全域がバリアフリー化されるよう努めていきます。

施設のバリアフリー化を進めるにあたっては、多様なニーズを捉えながら常に利用される方の立場に立った効果的なバリアフリー化を進めるとともに、ソフト施策と連携しながら誰もが快適に利用できる施設整備に努めていきます。

## ■ 市全体におけるバリアフリー化推進の考え方



## ② 山口駅周辺における関連計画・事業との連携

山口駅周辺地区は、新山口駅周辺地区（小郡都市核）とともに市の都市核（山口都市核）に位置づけられた地区であり、高次都市機能の集積を目指しつつ、中心市街地の活性化、広域観光拠点の形成、大内文化の歴史ルートの整備と景観形成など、多岐に渡る取り組みが構想・計画、または実施されています。

市民、利用者にとって、効果的で望ましいバリアフリー化を進めていく上では、単なるバリアフリーの視点だけではなく、地区のまちづくりを見据えながら、関連する構想・計画・事業等と併せて、着実にバリアフリー化を進めていくことが重要です。

このため、本基本構想で位置づけた事業だけではなく、関連する取り組みの構想・計画段階からバリアフリーの視点も取り込んで検討を進め、着実にバリアフリー化を進めていきます。また、今後策定される新たな計画等についても、バリアフリーの視点を取り込んだものとなるよう検討していくこととします。

### ▼主な関連する構想・計画・事業等

関連する構想 ・計画・事業等	主な内容
中心市街地の 活性化	・中心市街地活性化基本計画に位置づけられた2核十字型モールの形成を進める中で、中心軸である県道山口秋穂（駅通り）と市道道祖町旭通り一丁目線（商店街アーケード）をはじめとする回遊ネットワークの形成と併せてバリアフリー化を進めます。
山口駅周辺の 景観形成	・山口駅からパークロードにかけての通り（県道山口秋穂（駅通り））においては風格ある都市景観づくりが求められており、景観形成を検討する中では、例えば舗装材の選択や街路樹や案内板の設置場所等、バリアフリーへの配慮も含めて検討を進めます。
大内文化歴史 ルートの整備	・大内文化特定地域での景観やまちなみの保全・形成を進める中、大内文化歴史ルートの整備においてバリアフリーへの配慮を検討します。
道場門前大駐 車場の再整備 (市街地再開発)	・道場門前大駐車場においては、市街地再開発事業により商業施設、住居、駐車場等の複合施設を整備することが予定されており、バリアフリーに対応した施設整備を検討します。
地下道の取り 扱いの検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本基本構想で位置づけた生活関連経路の一部には地下道が含まれていますが、傾斜路の勾配がバリアフリー基準を満たしていない、あるいはエレベーターが設置されていないなどの問題があります。</li> <li>・しかしながら、地下道のバリアフリー化は大規模な事業となり、かつ事業化には長期を要することが想定されるため、地上部での横断箇所設置（地下道廃止）の可能性も視野に入れながら検討を進めます。</li> </ul>

## 2) 市民、事業者、行政の役割とバリアフリー推進体制の確立

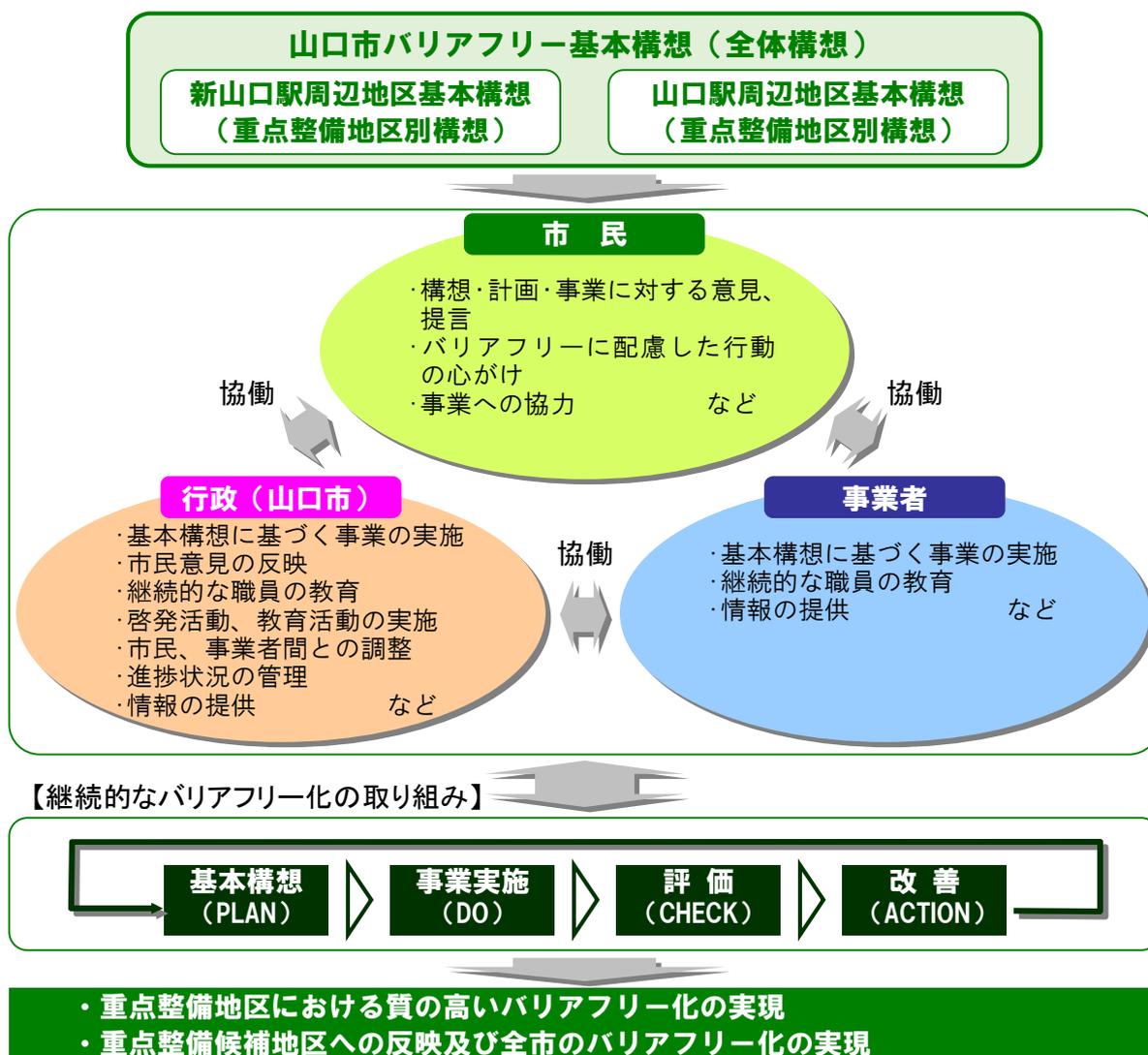
本基本構想に位置づけた事業の円滑な推進を図るため、市民、事業者、行政が協働して特定事業やその他の事業及び関連事業を推進していきます。

行政、事業者においては基本構想に基づくバリアフリー化の推進と、心のバリアフリー推進に向けた啓発活動や教育活動の実施、また、市民は行政や各事業者が行うバリアフリー整備に対する協力、その他日常生活における支えあい助け合いなど、それぞれの立場でできることを主体的に取り組んでいくものとします。

さらに、事業の実施を図るだけではなく、事業の進捗管理及び、高齢者や障がい者等の意見を反映する場の検討を行い、基本構想（PLAN）、事業の実施（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）といった段階的かつ継続的なバリアフリー化の促進を図ります。

なお、本基本構想では山口駅周辺地区を対象とした事業を定めており、山口市全体の中でも特に先導的、優先的にバリアフリー化を進めていくものではありませんが、今後は、重点整備地区で取り組むこととなる事業の経過や評価結果を踏まえ、その他の重点整備候補地区等においても順次、整備の必要性や優先性等を検討しつつ継続的にバリアフリー化を推進していくこととします。

### ■ 市民、事業者、行政の主な役割と推進体制



**山口駅周辺地区バリアフリー基本構想〔概要版〕**

平成28年10月

編集発行／山口市都市政策部都市計画課

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

TEL (083) 934-2839

FAX (083) 934-2654

E-mail toshi@city.yamaguchi.lg.jp